

一般社団法人東日本揚重業協会 入会規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人東日本揚重業協会定款第7条の規定に基づき、入会に関して必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 正会員になろうとする者は、理事2名以上の推薦を要するものとし、理事からの推薦状並びに入会申込書・入会誓約書等の別に定める必要書類を添えて事務局へ提出し、理事長の承認を得なければならない。

(一般会員・賛助会員)

第3条 一般会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書・入会誓約書等の別に定める必要書類を事務局へ提出し、理事長の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費については、会費規程の定めに従うものとする。

一般社団法人東日本揚重業協会 会費規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人東日本揚重業協会定款第8条の規定に基づき入会金および会費の金額並びにその払い込み方法に関する事項を定める。

(入会金)

第2条 新たに会員となったものは、下表に定める金額を入会金として納付するものとする。

(会費)

第3条 会員は、下表に定める金額を会費として納付するものとする。

2. 前項会費のほか、理事会の決議によって臨時会費を徴収する場合がある。

(払い込み方法)

第4条 会費は、指定の預金口座への自動引落としとする。

2. 新入会員については、入会后請求のあった日から2週間以内に、入会金及び会費を一括して指定の預金口座へ振り込まなければならない。振込手数料は会員の負担とする。

会員種別	入会金	月会費
正会員	30,000 円	8,000 円
一般会員	10,000 円	5,000 円
賛助会員	なし	3,000 円

一般社団法人東日本揚重業協会 慶弔規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人東日本揚重業協会の慶事または弔事に対しての必要な事項を定める。

(慶事)

第2条 理事に慶事が生じた場合、次により祝意を表するものとする。

- (1) 理事が結婚したとき 祝金 10,000 円および祝電
- (2) その他理事長が必要と認めたとき 祝金 10,000 円以内および必要により祝電

(弔事)

第3条 理事に弔事が生じた場合、次により弔意を表するものとする。

- (1) 理事が死亡したとき 楯一對および弔電
- (2) 理事の配偶者が死亡したとき 楯一對および弔電
- (3) 理事の一親等の血族（父母・子）が死亡したとき 楯一對および弔電
- (4) その他理事長が必要と認めたとき 楯一對および弔電

(申告)

第4条 慶弔金等は、理事本人もしくは他の理事、親族等からの申し出に基づき贈るものとする。

但し、辞退があった場合はこの限りでない。

(その他)

第5条 その他慶事・弔事に関し必要があると認められるときは、理事長の指示により前各条項の取り扱いに準じて処理するものとする。

一般社団法人東日本揚重業協会 稟議規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人東日本揚重業協会での経費使用及び立替精算に必要な事項を定める。

(収支予算)

第2条 収支予算については、定款第41条の定めにより理事会の承認を得なければならない。

(出金依頼)

第3条 前項の収支予算に基づく出金依頼については、別に定める書式により所属する委員会等の委員長又は代理者の承認を得て、事務局へ出金を依頼するものとする。